

## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：伊予市

### 1. 全職員に係る情報

| 職員区分              | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員      | 90.8%                           |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 93.8%                           |
| 全職員               | 81.7%                           |

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

| 役職段階        | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------|---------------------------------|
| 本庁部局長・次長相当職 | 0%                              |
| 本庁課長相当職     | 98.5%                           |
| 本庁課長補佐相当職   | 96.6%                           |
| 本庁係長相当職     | 96.8%                           |

#### (2) 勤続年数別

| 勤続年数   | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上  | 104.4%                          |
| 31～35年 | 96.9%                           |
| 26～30年 | 98.8%                           |
| 21～25年 | 89.3%                           |
| 16～20年 | 82.5%                           |
| 11～15年 | 81.6%                           |
| 6～10年  | 89.9%                           |
| 1～5年   | 80.4%                           |

## 【説明欄】

### 全職員に係る情報についての分析結果

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】再任用職員（男性 6 人）が男性平均給与額を押し上げていることが主な原因。なお、日額・時間額で支払われている職員は、週労働時間数が職員毎に異なり、これを加えて算出すると男女間の給与差が正しく把握できないため除外している。

【全職員】任期の定めのない常勤職員以外の職員は、任期の定めのない常勤職員に比べ給与額が低い。この任期の定めのない常勤職員以外の職員の男女別人数について、女性職員が多く（男 44 人、女 79 人）、全職員数で割合を算出した場合に女性平均給与額を引き下げていることが主な原因

### 役職段階別の男女の給与の差異が大きく表れている層についての分析結果

【本庁部局長・次長相当職の差の理由】女性職員が 0 人のため、0%。

### 勤続年数別の男女の給与の差異が大きく表れている層についての分析結果

【36 年以上の差の理由】年度途中の退職者（男性 2 人）により、男性の給与の総額が減少し、女性の給与の総額を下回ったことが主な原因

【21～25 年の差の理由】女性の役職は 18 人中行政職(二) (1 人)・主査 (7 人)・係長 (10 人) で占めていることに対し、男性の役職では 23 人中主査 (1 人)・係長 (19 人)・課長補佐 (3 人) で占めていることが主な原因

【16～20 年の差の理由】男性職員の非固定的給与（時間外勤務手当等）の差が乖離（男性年平均額 238,017 円に対し、女性年平均額 169,087 円）していることが原因

【11～15 年の差の理由】育休により年間途中に無給期間のある女性が 2 人いることが主な原因

【6～10 年の差の理由】女性の役職は 25 人中主事 (3 人)・主任 (17 人)・主査 (5 人) で占めていることに対し、男性の役職では 34 人中主事 (2 人)・主任 (20 人)・主査 (10 人)・係長 (2 人) で占めていることのほか、男性職員の非固定的給与（時間外勤務手当等）の差が乖離（男性年平均額 177,698 円に対し、女性年平均額 146,422 円）していることが原因

【1～5 年の差の理由】育休により年間途中に無給期間のある女性が 2 人いることのほか、勤続年数の多い女性職員が男性に比べ少ない職員層であること（例えば、勤続年数が長いほど給料額は比例し高くなる傾向があるが、勤続年数 4～5 年の男性職員数 16 人に対し、女性職員数は 4 人）が主な原因